

令和8年
10月1日
から

手形・小切手の お取扱いが変わります！

令和8年10月1日から、手形・小切手の取扱いが一部変更となります。

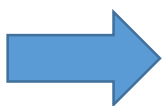
1 当金庫振出の手形・小切手について

令和8年10月1日以降

- 手形・小切手の振出が出来ません。
- 振出日が令和8年10月1日以降のもの、または未記入のものは入金・取立の受付をしません※1

令和8年10月1日以降に電子交換所を通じて支払呈示されたもの※2のうち

- 振出日が令和8年10月1日以降のもの
- 振出日が未記入のもの



振出期限超過・形式不備として
原則「0号不渡」※3となります。



他の金融機関でも同様の取扱いとなる可能性があります。

※1 受付した場合は、0号不渡となります。不渡をご了承のうえ入金・取立をご希望の場合は、窓口にてご相談ください。
※2 令和8年9月30日に手形・小切手を預金口座に入金された場合は、電子交換所を通じて令和8年10月1日に支払呈示されます。
※3 信用状態に起因するものではなく、取引停止処分の対象外となります。

2 他行振出手形・小切手の預金入金扱い受付終了

令和8年10月1日以降

他行振出の手形・小切手の預金入金はできません。

3 他行振出手形の取立受付について

令和8年10月1日以降

他行振出手形の取立てを受付する場合

- 振出金融機関により不渡返還となる可能性があります。
- 不渡返還となった場合は、

不渡手形返却料(1枚1,100円)を取立依頼人さまにご負担いただきます。

ご不明な点がございましたら、窓口までお気軽にお問合せください。



関信用金庫